

**身体障害者診断書・意見書** 聴覚・平衡・音声・言語  
又はそしゃくの機能障害

総括表

氏名	年月日生	男女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった ② 疾病・外傷名      交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（　　）		
③ 疾病・外傷発生年月日      年月日・場所		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年月日
⑤ 総合所見		
軽度化による将来再認定 要（時期 年月）・不要		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年月日 病院又は診療所の名称  所在地  診療担当科名      科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に • 該当する (　　級相当) • 該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。 2 障害区分や等級決定のため、富山県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

## 聴覚・平衡・音声・言語 又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

### [はじめに]〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指數をもって等級決定することはしない）。

- 聴 覚 障 害 →『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 →『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機能 障 害 →『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃく 機能 障 害 →『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

### 1 「聴覚障害」の状況及び所見

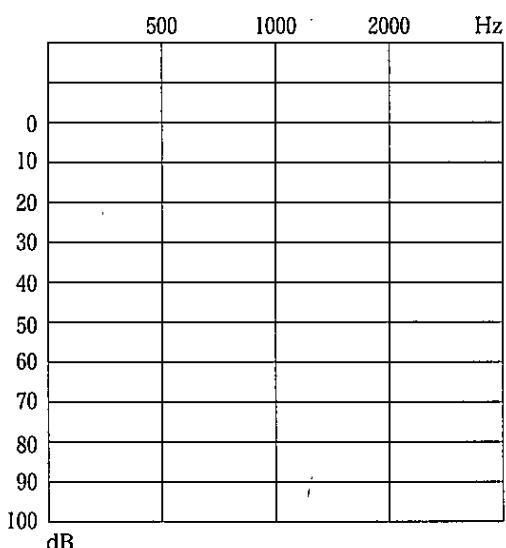
#### (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	dB
左	dB

#### (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

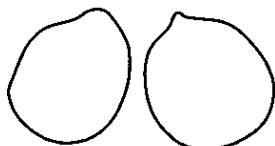
ア 純音による検査

オージオメータの型式 \_\_\_\_\_



#### (3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

#### (5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況（有・無）

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

語音明瞭度	右	%
	左	%

### 2 「平衡機能障害」の状況及び所見

### 3 「音声・言語機能障害」の状況及び所見

## 4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

### (1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は( )内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」  そしゃく・嚥下機能の障害  
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。  
 咬合異常によるそしゃく機能の障害  
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

#### ① そしゃく・嚥下機能の障害

##### a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは充分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

##### □ その他

[ ]

##### b 参考となる検査所見

###### ア 各器官の一般的検査

###### 〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：拳上運動、反射異常
- ・ 声 帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

###### ○ 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記入すること。）

[ ]

###### イ 嚥下状態の観察と検査

###### 〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 咽頭拳上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

###### 〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

###### ○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ( )
- 内視鏡検査 ( )
- その他 ( )

###### ○ 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

[ ]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[ ]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[ ]

(2) その他（今後の見込み等）

[ ]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に ✓ を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髓機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常にによるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髓機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB 値は、周波数 500、1000、2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、  
 $\frac{a + 2b + c}{4}$  の算式により算定し、a, b, c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が  
聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとすること。

(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。